

第 22 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）
の一部を次のように改正する。

別表第2の2保健衛生の部64の項中「第14条第15項」を
「第14条第13項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。